

## 裁判員経験者の意見交換会議事録

神戸地方裁判所姫路支部

司会者

それでは、これから裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。私は本日の司会進行を務めさせていただきます神戸地方裁判所姫路支部の溝國と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

改めまして、本日は、裁判員経験者の方々には御多用のところ、意見交換会に御参集くださいまして誠にありがとうございます。

さて、裁判員制度が始まって今年の5月で5年を迎えることとなります。これまで法律の専門家だけが刑事裁判に携わってきたわけですが、法律の専門家ではない裁判員の皆様方に参加していただく裁判員制度が始まったことをきっかけといたしまして、我々法律の専門家としましても法廷で行われる手続を見て、聞いていただければ理解のできる刑事裁判を実現するということを目指し、様々な工夫を重ねて参りました。一定の成果が上がっている部分もありますが、なお改善すべき点多々あると思いますし、今後絶えず見直していかなければならないと思っています。お集まりの経験者の皆様方には、裁判の終了後に簡単なアンケートに御協力をいただいてまして、御意見等はいただいているわけですが、裁判員としての務めを終えてしばらく経った時点で改めて裁判員としての経験を振り返っていただき、忌憚のない御意見や御感想を直接頂戴し、今後の裁判員裁判の運用に生かしていきたいというのが、この意見交換会の趣旨でございます。なお、本日の意見交換会には、裁判員裁判を担当しています弁護士、検察官、裁判官が1名ずつ同席させていただいております。簡単な自己紹介をお願いします。

佐藤検察官

検察官の佐藤です。私は今年度、2件の裁判員裁判の立会いをさせていただきました。よろしくお願いいたします。

## 竹内弁護士

弁護士の竹内でございます。今年度は1件裁判員裁判を担当いたしました。よろしく申し上げます。

## 大門裁判官

裁判官の大門です。当支部では、裁判員裁判を含む刑事裁判を担当しています。今日は皆さんのお話を伺って、今後の裁判員裁判の運用の参考とさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

## 司会者

意見交換会は報道機関の方々も傍聴されています。皆様方の話は、今後裁判員として選ばれることとなる多くの方々にとっても興味深いところでしょうし、経験者の皆様方の生の声を伺うことで、今後裁判員となられる方々の不安を少しでも和らげることにつながるのではないかと考えております。マスコミの方々の中で、裁判員として審理や評議をしていた時以上に緊張されている方もおられるかもしれませんが、御理解と御協力のほどよろしく申し上げます。

次に本日の進行ですが、まず初めに裁判員経験者の方々に裁判員裁判を経験されて、その全般的な御感想をお伺いし、その後、審理の具体的な中身について、いくつかの段階に分けて御意見をお伺いしたいと思います。また、最後には今後裁判員になられる方々へのメッセージをいただきたいというふうに思っています。その後に本日傍聴されております報道機関の方々からの質疑応答の時間を設けさせていただいておりますのでよろしく申し上げます。途中に一度休憩を挟む予定ですが、8時過ぎには閉会する予定にしていますので、よろしく申し上げます。

それでは、早速、意見交換会に入らせていただきます。まず、最初に、裁判員を経験された全般的な御感想をお伺いしたいと思います。

まず最初に裁判員経験者1番の方から御感想をお聞かせ願いたいと思

います。

#### 裁判員経験者 1

最初は、何をすればよいか戸惑いましたが、今は他の裁判も見てみたいという興味を持ちました。

#### 裁判員経験者 2

家族や身内からは、ノイローゼになるからやめておけと言われたのですが、自分自身が興味があったので受けました。もっと大変だと思っていたのですが、意外とそうでもありませんでした。通常とは違う頭を使うので疲れたという感じはありましたが、良い経験になりました。

#### 裁判員経験者 3

私が選ばれるとは思っていませんでした。やってみて刑事裁判の進め方というのがよく分かりましたし、事件の内容もよく理解出来ました。裁判員同士の仲間意識も生まれ、良い経験でした。

#### 裁判員経験者 4

良い経験でした。職場にも候補者がいましたが、その人は選ばれることはありませんでした。まさか自分がという思いでした。

#### 司会者

ありがとうございました。良い経験だったと言っただけなのは有り難いことだと思っています。裁判員として選ばれますと、数日間連続してお仕事を休んで参加していただかないとならないという方もいらっしゃると思いますが、今回裁判員裁判に参加していただくに当たって、仕事との調整などで何か御苦労されたことはありましたでしょうか。

#### 裁判員経験者 4

裁判員に選ばれたことを店長や店次長に報告したのですが、二人とも裁判員制度について理解していませんでしたし、裁判が終わって出頭証明書を見せても何のことか理解してくれませんでした。そういう人もいますので、裁判

員制度を理解できるようなPRをした方が良いのではと思います。会社の上  
司等に裁判員裁判について理解できるような書面等を送付するなどして、理  
解してもらえるようにしてほしいと思います。

#### 裁判員経験者 3

私は、二人で仕事をしています。その日の裁判が終了してから職場に行っ  
て仕事をしたり、裁判所に来る前に職場に行って、仕事の段取り等を話した  
上で裁判に臨むというような状況でした。仕事のため裁判員裁判に参加でき  
ないような人のために何かそれをカバーする方法があればと思います。

#### 裁判員経験者 2

私のところは、社長以下上司の理解が得られました。

#### 裁判員経験者 1

私は、家で仕事をしています。家に帰ってから仕事ができるので、仕事上  
は特に問題ありませんでした。

#### 司会者

裁判所としましても、もっと広報をして裁判員裁判への理解を得ないとい  
けないと思いました。それでは具体的な審理の流れに従って、御意見を伺っ  
ていきたいと思います。まず最初に、審理が始まりますと冒頭手続に引き続  
きまして証拠調べが始まります。証拠調べの冒頭に、検察官と弁護人は、そ  
れぞれ冒頭陳述を行うことになっています。検察官と弁護人がその後の審理  
の中で証拠により立証しようと考えていることを述べて事件の概要を示すと  
ともに、裁判官と裁判員の合議体が判断を示すポイント、争点と言うことも  
ありますが、その争点を判断する上で注目すべき証拠などを指摘して、今後  
行われる審理の方向性などを明らかにする手続であろうと思います。他方、  
審理が始まってすぐにこの手続が行われますので、選ばれた裁判員の皆様  
にとっては、緊張が十分ほぐれていなくて、検察官や弁護人の話がなかなか頭  
に入ってこなかったり、場合によっては何が何だか分からないうちに終わっ

てしまうというようなことがあるのかなとも思います。検察官や弁護人は、そういったことも踏まえて、できる限り分かりやすい冒頭陳述を目指して活動されているところだと思います。そこで、まず双方の冒頭陳述で自分達が判断を示すポイントはどこなのか、注目すべき証拠は何なのかということをお聞きしたいです。

#### 裁判員経験者 1

どうなるのかについては、よく分かりました。

#### 裁判員経験者 2

特におかしな点や、検察官がどうかとか弁護人がどうかという疑問はなく、裁判とはこういうものなのかなという程度でした。

#### 裁判員経験者 3

私の担当した事件は、多くの被害者がいて整理しにくい部分もあったのですが、検察官の冒頭陳述は非常に分かりやすかったですし、事件の概要は検察官の冒頭陳述で理解しました。他方、弁護人の冒頭陳述は、正に文字をつらつらと連ねただけで、情状面のみをつらつらと並べているだけで、分かりづらいというか絞られていないという印象を受けました。検察官の冒頭陳述と弁護人のそれとは差がありました。

#### 裁判員経験者 4

分かりにくかったことはなく、検察官も弁護人もまとまった文書で理解できました。

#### 司会者

最初、裁判所の方からも注意しますが、冒頭陳述というのは証拠ではなく、これからそれを裏付ける証拠が出てきますということですと言っていたと思いますが、それについては、裁判官の説明で分かっていただけでしょうか。

#### 裁判員経験者 1 から 4

(うなずく。)

司会者

選任手続についてですが、皆様方の場合は、選任手続が金曜日で、月曜日から裁判が始まるという日程になっていたと思いますが、以前は、午前中に選任して午後から審理というものもあったと思います。選ばれた裁判員の方の準備等を考えて翌日以降に審理を行うということを中心掛けて日程を組んでいるところですが、この点についてはいかがでしょうか。

裁判員経験者 4

良かったと思います。

裁判員経験者 3

直ぐに裁判が始まることがなかったので、準備ができて良かったです。

司会者

それでは、証拠調べの冒頭に行われる冒頭陳述に引き続いて実際の証拠調べになります。証拠調べは、証拠書類であれば、例えば、添付してある写真ならモニターを通じて御覧になるということになりますし、供述調書については、朗読するという内容で内容を聞くという形で行われますし、また証人や被告人から直接話を聞いて、その内容を理解していただくというようなこともあります。いわゆる証人が出てきて事実関係を判断しなければならなかった事件もありますし、そういった証人がいない事件もありますが、我々としては、法廷で見て聞いて分かる裁判を目指していますので、証拠として取り調べた書類、証人あるいは被告人のしゃべったこと、あるいは御覧いただいたことだけで事案の中身を判断できる裁判になっていたかどうか、見て聞いて分かる裁判になっていたかどうかについて一番お聞きしたいところなので、その点についてはいかがでしょうか。

裁判員経験者 4

写真や調書を見たりしてよく理解できました。事件が殺人だったときに、

パニックになったりする人がいると聞いたりしましたので、その点について改善できるのであれば、改善すべきではないかと思います。血が付いたナイフを見せられると、それはどうかなとも思います。

裁判員経験者 3

内容については、プレゼンもあって非常に分かりやすかったです。私の担当した事件は、証拠が多かったので、ここまで必要なのかなという思いがあって、証拠調べの時は疲れたという印象があります。その証拠の中には、何を立証したいのか趣旨がよく分からなかったものもありました。

司会者

ここまで必要なのかという証拠は、例えばどういったものだったのですか。

裁判員経験者 3

要は、「ここで車に乗せました、ここで犯行を行いました。」というのをつらつらとビデオカメラで撮って走ってました。こういう時間帯ならこういう暗さでということでしたが、その時間帯が犯行時間とずれてまして、これは本当にいるのかなと思いました。正直、犯行現場の写真等で良かったのではないかと思います。

司会者

ありがとうございました。では2番の方。お願いします。

裁判員経験者 2

私が担当したのは2名の殺人事件でした。証拠として出された殺人に使用した包丁や金属バットを手に持ちましたが、特に問題はありませんでした。ただ、被害者の凄惨な写真が出たらどうかなという思いはありました。

裁判員経験者 1

裁判が始まる前に、被害者の写真は出さないと言われていました。凶器と現場写真については提出されるということで、大丈夫ですかという確認が裁判官からあったので、その点では問題なかったです。

司会者

お二人が亡くなっている事件で、それがそのまま出ればかなり問題があるのではということで配慮すべきと思ったのですが、逆にそういうものを見たいという方もいらっしゃるのではとも思ったのですが、そういう方はいらっしゃらなかったですか。

裁判員経験者 1 及び 2

(うなずく。)

司会者

今のお話にも関連する部分なんですけど、3番さんが担当した事件というのは、被告人が複数の被害者に対して性犯罪を行ったという内容でした。事実関係には争いがなかったので、被害者の方が法廷に出てきて直接話をするというのではなくて、その方が検察官とかに対して話をした内容を、これを供述調書という形にして証拠書類を朗読するという形で証拠調べが行われたことと思います。被害者の方に来ていただくというのは事件の内容からしてどうかと思いますけど、直接被害者からお話を聞きたいと思われましたか。それとも供述調書でどのようなことが行われたか十分理解できましたか。

裁判員経験者 3

理解できましたし、被害者に出てきてもらうのは、被害者にとって非常に大きな負担になると思いますので、私の担当した事件においては、そういう配慮があって然るべきだと思います。

司会者

1番と2番の方が担当された事件では、精神鑑定を行った医師に鑑定内容について証言をしてもらいましたが、その証言を聞いた感想はいかがでしょう。

裁判員経験者 1

はっきり言って専門用語のみでよく分かりませんでした。結局どうなのか

という結論が分からなくて、後で評議の際に裁判官から説明を受けて分かった程度でした。

#### 裁判員経験者 2

聞いたことのない用語ばかりで難しく、内容はよく分かりませんが、結論は理解できました。

#### 司会者

ありがとうございました。次に証拠調べの中で、裁判員の方は証人や被告人に直接質問することができるので事前にお話をしたところです。実際に質問をしていただいた場面もあるかと思いますが、中には質問をしない方も実際におられます。緊張もあるでしょうし、裁判官の配慮も足りないのではと思いますが、どういった工夫や働きかけをするのが良いのか、いつも考えているところです。御自身で法廷の場面で質問をするのはなかなか難しいことなのでしょうか。

#### 裁判員経験者 4

難しかったです。こういう場所ではなく、一対一ですから、聞きたい反面これはどうかなというちゅうちょする気持ちもありました。

#### 裁判員経験者 3

評議での疑問を形にして質問しました。普通に質問できました。被告人が人を殺したというような事件であれば、被告人に聞くのは怖いかなということがあられるかもしれません。

#### 裁判員経験者 2

何度か質問しました。最初はドキドキしましたが、1回やってみれば、後はこんなものかなという思いから比較的緊張はしませんでした。

#### 裁判員経験者 1

あまりしませんでした。質問の順番は、私がいつも最初だったので、他の人の質問を聞いた後、特に裁判官の質問の後に、この点を聞きたいなという

思いはありましたが、裁判官の質問が終了したので、もういいかと妥協してしまうんです。

司会者

質問があったらすぐに言ってくださいとお伝えはしてるんですが、やはり言い出しにくかったですか。

裁判員経験者 1

順番にしていくので、そこからもう 1 回というのは、なかなか言い出しにくかったです。

司会者

ありがとうございました。証拠調べの手続の中で、検察官や弁護人から経験者の方に聞いておきたいことはありますでしょうか。

佐藤検察官

先ほど調書等の朗読で十分理解できたというお話がありましたが、それに加えて写真等があればより分かりやすかったかどうかという点について、何かありますでしょうか。

裁判員経験者 3

いえ、写真もその後の証拠調べで十分に見せてもらいました。冒頭陳述の段階で流れが分かりやすかったので、十分以上でした。

佐藤検察官

先ほどの話ですと、多すぎるというほどありましたか。

裁判員経験者 3

ありました。

司会者

冒頭陳述でも既にこんな事件ですという説明を検察官の方で詳細にして、それを裏付けるものが必要最小限というよりは、それを少し超えて、十分過ぎるくらい次々と裏付け証拠が出てきたという印象があるということでした

ね。

裁判員経験者 3

そういうことです。

佐藤検察官

多すぎるというのは、先ほどのビデオ以外にも何かありましたでしょうか。

裁判員経験者 3

結局、同じ犯行場所で、3人くらいやっているんですね。その事件ごとに同じ写真ではないですが、そこに至る写真があったり、これは要らないだろうと、そういう部分もありました。

佐藤検察官

重複しているような感じがあったということですか。

裁判員経験者 3

そういうことです。主に情状等になってきますので、本人が認めているとなると、犯行が本当に行われたということが分かれば良いわけです。少し過剰な証拠ではないかと思いました。疲れていましたので、そういう意味で少し多すぎたかなと思います。

司会者

ありがとうございました。弁護人から何かありますか。

竹内弁護士

2点ありまして、まず1点目は、専門家の証人については、どうすれば分かりやすかったのか。医師が軟らかい用語を使えば良かったのか、あるいは医師の用語は難しくても弁護人や検察官がその後に行う質問でフォローすることによって分かりやすくなるのかについて、2点目は、証人尋問の際の弁護人や検察官の立ち居振る舞いからその理解に違いがあるのかどうかについて、お聞かせ願えませんでしょうか。

司会者

専門家については、1番さんと2番さんが医師の証言をお聞きになつてい  
るとのことなので、どういうふうにしたら良かったのか、御意見はありま  
すでしょうか。

#### 裁判員経験者 1

何を言いたかったのかよく分かりませんでした。その説明もモニターだけ  
だったので、そのモニターを見て説明されているんですけど、その説明が専  
門家にとって当たり前のことだということで、直ぐにモニターが切り替わっ  
たりするんですね。こちらが理解する前に話がどんどん進められていくので、  
最終的に何が言いたかったのかという疑問しか残らなかったもので、もう少し、  
診察の際に医師が患者やその家族に説明するような感じにしたら良いのでは  
と思います。

#### 裁判員経験者 2

被告人に精神的障害があるのかどうかについて、その結論だけが知りたか  
ったので、事件を起こした時に、最終的に障害があったかなかったかという  
ことを、もっと簡単に結論のみで良かったと思います。それで、事件を起こ  
した時は正常でしたか、異常でしたかという質問をしたんです。それを聞いて  
判断させてもらったんです。もっと簡単で良かったと思います。

#### 司会者

もう一つの質問は、尋問の場面において、検察官や弁護人の立ち居振る舞  
いによって、理解の度合いが変わったかどうかですが、何か感じられた点は  
ありましたでしょうか。

#### 裁判員経験者 4

検察官にしても弁護人にしても分かりにくいということはありませんでし  
た。

#### 裁判員経験者 3

立ち居振る舞いによって、分かりにくくなったということはなかったと思

います。資料の内容の違いが大きかったと思います。

司会者

ありがとうございました。裁判所の方から何かありますでしょうか。

大門裁判官

証人や被告人に質問する際に、なかなかうまく聞けないこともあるという意見がありましたけど、裁判員の方にはできるだけ聞きたいことを質問していただきたいと思っていますので、どうすれば聞きやすくなるのかについて意見があれば教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

裁判員経験者 1

順番について、まず裁判官が質問してから、それから裁判員で、その後に再度裁判官の順にすれば、質問の仕方なども理解できるのではないかと思います。

裁判員経験者 3

評議中や休憩中に裁判員同士で質問の内容について議論をしていましたので、比較的皆さんが均等に質問していたと思います。評議の中である程度質問をまとめる機会を設けてもらったと思います。

司会者

それでは、審理の最後に、証拠調べを終えた後に検察官と弁護人がそれぞれ証拠調べを踏まえた意見を述べる論告及び弁論の手続きを行うこととなります。検察官の論告や弁護人の弁論が分かりやすく、また証拠調べを踏まえたものであったかが問題になるわけですが、御自身のお聞きになった論告や弁論にどのような御感想を持ちましたでしょうか。

裁判員経験者 4

論告、弁論共に簡単かつ明瞭になっていて、よく理解できました。

裁判員経験者 3

論告、弁論共に分かりやすかったとは思いますが、ただ、私は、論告や弁論

の内容を聞くまでに、それまでの証拠調べの中で見たり聞いたりして知った事実を基に、この人はどこまで悪い人なのか、それでも少しは考えないと駄目な部分もあるのかという点を自分なりに考え始めていましたし、その点について他の裁判員の方とも話し合っていました。ですから、私は、論告や弁論の内容を初めて聞いて、どのような点をどのように考えていけば良いのかを考え始めたというわけではありませんし、このことは恐らく他の裁判員の方も同じだったと思います。

司会者

検察官や弁護人が言うことについて、この点は納得できるがこの点は違うのではないかと思う部分が、それぞれの方の中で既に出来始めていたということですか。

裁判員経験者 3

そうですね。

司会者

ありがとうございました。2番の方はどうですか。

裁判員経験者 2

私の方は被告人が全てを認めていたので、何も問題なくスムーズに受け入れられました。ただ、弁論の中で、悪いことはしたが、今は更生しているから罪を軽くしてほしいという点はちょっと疑問に感じたことはありました。

裁判員経験者 1

主張はよく分かりましたので問題はなかったです。

司会者

検察官や弁護人にとって論告や弁論は関心事だと思いますが、検察官や弁護人の方から経験者の方に質問することはありますでしょうか。

竹内弁護士

配布資料の点はいかがだったのかという点と、文字だけでなく図などがあ

った方が分かりやすかったかどうかについてお聞きしたいのですが。

司会者

論告や弁論は、しゃべってお伝えするものですが、論告メモあるいは弁論メモという形で書面が配布されて、それに従って話がされるということになっていまして、今回参加された裁判でもそのようなメモが配布されたと思います。その内容が分かりやすいものだったか、話をする上で役立ったかどうか。後は、文字だけでなく、図表や絵があると理解の助けになったかどうかについてはいかがでしたでしょうか。

裁判員経験者 4

事案によればそれもありかなとは思いますが、全てが必要とは思いません。なくとも理解できるものもあると思います。

裁判員経験者 3

検察官の資料は、非常に見やすかったです。弁護人の資料は、非常に見づらかったです。それは絵とか資料うんぬんではなく、文書の作り方がほぼ箇条書きだったので、あまりにも論告メモと違いがあって見づらかったです。

裁判員経験者 2

特に言うことはありません。

裁判員経験者 1

特に言うことはありません。

司会者

裁判所から何かありますか。

大門裁判官

論告メモや弁論メモには、検察官や弁護人がそれぞれ重視してほしいと考える事情が書いてあるわけですが、それを読んだり聞いたりしている中で、結局、検察官や弁護人は特に何を一番重視してほしいと考えているのかが伝わってきたかどうかについて、お聞きしたいのですが。

#### 裁判員経験者 1

弁護人の方は伝わりませんでした。事件自体が重かったかもしれませんが、こうだからこうという考え方ではなく、ここはこうでしょうみたいな。最終的に何を伝えたいのか、どこを見てほしいのかが分かりませんでした。検察官の方は、一貫していたので分かりました。

#### 裁判員経験者 2

自分としては、あまり物事を難しく考えないようにして裁判に臨んでいました。論告、弁論共に十分意見が伝わってきました。

#### 裁判員経験者 3

論告については、分かりやすく、重要な事項も伝わりました。弁論については、話が飛躍してないかと思うことがあって、伝わりにくかったです。

#### 裁判員経験者 4

検察官のも弁護人のもよく理解できましたし、何を伝えたいのかも分かりました。

#### 司会者

ありがとうございました。時間の関係もありますので、具体的な審理の中身については、この程度ということにいたしまして、最後にこれから裁判員になれる方に対して、経験をされたことを踏まえてのアドバイスやメッセージをいただければと思います。

#### 裁判員経験者 4

自分の周りの人達は、私やったら断るわと言ってました。私としては、国の仕事という名誉もあり、お金を積んでもできるようなものでもないですし、やった方が良い経験にもなりますし、断らないで参加した方が、自分自身の考え方が変わることもあるので、ためになると思います。

### 裁判員経験者 3

自分自身の環境が許せば、経験してほしいと思います。裁判員として一般人が参加することで、性犯罪について、一般の人がどう考えているのか、処罰感情についてどう思っているかが被告人に伝わるのではないかと思います。参加したことで非常に良い経験をしたので、皆さんにも参加してほしいと思います。

### 裁判員経験者 2

家族や身内は絶対に断ると言ってましたが、あまり難しく考えないで、簡単に考えたら皆さんも参加できると思います。裁判所から送られてくる書面に難しいことを書くのをやめて、もっと簡単に書けば、そんなものかなということで、もっと参加しやすくなるのではと思います。

### 裁判員経験者 1

堅く考えずに気楽な気持ちでやってもらったら良いと思います。事前に考えていたよりもせかせかして意外と早く終わったなというイメージでした。

### 司会者

審理期間等裁判員の方々が参加しやすいように、裁判官だけでなく、検察官や弁護士も考えているところではありますが、今後ともできる限り参加しやすい裁判にしていく必要があると思います。どうもありがとうございました。最後に、傍聴されている報道機関の方々からの御質問をお受けしたいと思います。

### 記者

裁判員制度の改善点について、先ほども話の中にもありましたが、上司の人に制度をもっと理解させてほしいとか、証拠が多すぎるといったこと以外に、御自身の経験やその後の裁判員裁判の報道を含めて、制度の改善点について何かありましたらお願いします。

### 裁判員経験者 1

仕事の段取りや引継ぎがあるので、選任されてから裁判が始まるまでの期間を一週間程度は空けてほしいです。

裁判員経験者 2

特にありません。

裁判員経験者 3

問題はないと思います。

裁判員経験者 4

自分が経験した限りでは、改善すべき点はないと思います。

記者

守秘義務について不安に感じたことや困ったことがあれば教えていただけますでしょうか。そして、その場合、どのように回避したのかも教えていただけますでしょうか。

裁判員経験者 4

困ったことはありませんでした。周りの人から、裁判員であったことについても言ったら駄目だろうと言われたこともあったので、守秘義務というのが前面に出過ぎているのかなとも思います。

裁判員経験者 3

あまり困ったことはありませんでした。聞いてくる人には、公開の裁判中に行われたことを言えば納得してましたので、守秘義務にかかるようなことは聞かれませんでした。守秘義務があることで怖いなという思いはありませんでした。

裁判員経験者 2

困ったことはありませんでした。家族や会社関係の人との間で話題として盛り上がりました。家族も裁判の傍聴に来たりしました。ちょっとは家族に尊敬されたので良かったです。

裁判員経験者 1

特に困ったことはありませんでした。法廷で行われたことについては守秘義務がないので、聞かれても法廷で行われた裁判の内容を話せば足りますし、それしか言わないので。

記者

先ほどせかせかしていたという発言もありましたが、審理の時間が十分に取れていたか、話合いの時間は十分であったかどうか。また、日程的にもう一日してから判決をしたかったというようなことがあればお願いします。

裁判員経験者 4

十分な期間だと思います。

裁判員経験者 3

私のは5日間だったので、それ以上だときつかったです。5日間で足りなかったという感じはありません。

裁判員経験者 2

4日間でしたが、適当であったと思います。

裁判員経験者 1

4日間でしたが、短いということではなく、「せかせか」と言ったのは、最初の証拠調べが駆け足ぎみだったからで、審理や評議の時間は十分にあったと思います。

記者

裁判員経験者の方が担当された事件の罪名を教えてくださいませんか。

司会者

その点については、私から説明します。1番の方と2番の方は、殺人と傷害事件になります。3番の方は、わいせつ誘拐、強姦致傷、強姦未遂、強姦事件になり、4番の方は、強盗致傷事件となります。

記者

1番さんと2番さんの事件については、遺体の写真はなかったということ

でしたが、仮に遺体の写真を見ていれば精神的ショックはあると思いますが、その写真を見ることによって被告人に対する評価や事件に対する評価が変わったと思いますか。

#### 裁判員経験者 1

被害者の状況については、こういう状況だと裁判官から口頭で聞いていました。写真を見たら精神的に参っていたと思います。今回はそれがなくて良かったと思います。

#### 裁判員経験者 2

写真を見たから刑が長くなるとかはないです。出された証拠で十分だと思っています。

#### 記者

被告人質問は、緊張するとか、聞きづらいことややりづらいことがあったとの発言がありましたが、評議の中では、最初から円滑な発言をすることができたのでしょうか。

#### 大門裁判官

いきなり事件の核心に迫る議論ばかりをしているわけではなく、お互いの仕事や昨日の出来事などの雑談をしたりしながら、裁判官と裁判員、裁判員同士の信頼関係も生まれてきているので、いきなりだから話しにくいと思われるのであれば、そういうことはないと言えらと思います。

#### 裁判員経験者 4

雑談は結構多かったです。私は、難しい話ばかりだと一日も持ちません。その辺は堅苦しい話ばかりにならないよう裁判官がうまくリードしてくれています。

#### 司会者

ありがとうございました。これを持ちまして、本日の裁判員経験者の意見交換会を終了させていただきます。本日、裁判員経験者の方からお聞きしま

したことを今後の裁判員裁判に生かしていきたいと思っております。本日はお忙しいところ、誠にありがとうございました。